

障がい児への虐待

障がい児に対する虐待というと、真っ先に保護者による虐待を思い浮かべますが、実態は必ずしもそうではないようです。

NPO法人PandA-Jの調査によると、学校の中での障がい児に対する体罰等の虐待が後を絶たない実態が、明らかとなりました。しかも、下表のように、学校における虐待が他と比べて非常に多いというのは驚きです。

○「虐待などを受けた」と保護者が答えた場所

区分	ある	あるかも	ない	その他
保育施設	9.1	5.0	68.7	17.1
小中高校	24.2	7.7	52.5	15.6
登下校中	14.3	6.8	59.3	19.6
福祉施設等	9.2	5.4	64.5	20.9
就労先	9.8	4.3	67.9	18.0
街中等	11.3	6.8	57.1	24.8
家庭	9.3	7.9	76.2	5.6

5月24日付の朝日新聞には「私語をやめなかった児童の口に粘着テープを貼った（愛知県）」ケースや「注意を聞かない女児の頭をたたいた（北海道）」ケース等が紹介されています。私も気になってインターネット等で調べてみると、体罰をはじめとする暴力行為、更には性的虐待など様々な問題が、一部とはいえ、学校において起こっていることは極めて深刻だと思っています。

特に、仮に自分が被害を受けてもその事を旨く伝えられないというハンディキャップがある上に、保護者の方にも学校に対して多少の遠慮がある、こうした状況に置かれている障がい児に対して、教師が体罰などの虐待を行うという事は、卑劣であり、許されることではありません。

学校教育法11条は、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることが

できる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されているように、体罰は明確に禁止されています。

にもかかわらず、体罰が一向になくならないのは何故なのでしょう。

一つには、依然として、多少の体罰は教育指導上必要だと考えている教員が存在するという事です。また、指導力の足りない教員が、いうことを聞かせるために体罰に走ってしまうという事も現に起こっています。

もう一つは、教師と子ども達との関係が絶対的な力関係にあり、しかも、学校は密室性が高いために第三者の目が届きにくく、従って教員の体罰問題も外に出にくいという事があります。

これまでも、各学校においては、教職員に対する継続的な研修、相互監視体制の整備などに取り組んできていますが、結果として、その成果が十分でないことは明らかです。

2000年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」においては、学校での体罰は対象とされていませんが、児童虐待を禁止すると共に、児童虐待の予防及び早期発見などの措置を促進し、児童の権利利益を擁護しようという同法の求めているものは、学校においても何ら変わるものではありません。

子ども達にとって学校は、安全な居場所でなければなりません。だからこそ、学校での虐待はあってはならないことであり、徹底した防止策が求められていることを、教育関係者は肝に銘じていただきたいと思います。

（塾頭 吉田 洋一）